

検討結果の全体像

I. はじめに

II. バリアフリー法に基づく取組みの状況と課題

1. バリアフリー法成立までの経緯

2. バリアフリー法の概要(概要、対象、公共施設等のバリアフリー化の推進、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、心のバリアフリー等の推進)

3. バリアフリー法に基づく取組みの状況及び評価

(1) 公共施設等のバリアフリー化の状況(整備目標の達成状況、地域別等に見た場合のバリアフリー化の状況 等)

(2) 基本構想に基づく取組みの状況(基本構想の作成状況、当事者参画を確保するための取組みの状況 等)

(3) 心のバリアフリーの推進(バリアフリー教室の参加人数、心のバリアフリーの周知度 等)

(4) スパイラルアップ(バリアフリーネットワーク会議の開催、調査研究等に基づく対応策の実施)...

※別添2を参照

4. 現状の取組みに対する主な課題

(1) バリアフリー化の推進(バリアフリー化の推進、バリアフリー化の実態把握・情報提供 等)

(2) 基本構想の取組みの推進(現行の他の計画等との連携、基本構想の作成促進策、協議会等の体制・取組み 等)

(3) 心のバリアフリーの推進(バリアフリー教室の見直し、知的障害・発達障害・精神障害者への理解の促進 等)

※別添3を参照

III. 今後の取組みの方向性

(1) 一体的・総合的なバリアフリー化の推進(交通計画やまちづくり等との連携によるバリアフリー化の推進、災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策の検討 等)

(2) 様々な障害特性に対応したバリアフリー化の推進(災害時・緊急時の情報提供方策の検討 等)

(3) バリアフリー化に係る情報発信の強化(バリアフリー化の評価・指標の検討 等)

(4) 当事者が主体となったスパイラルアップの推進(全国バリアフリーネットワーク会議・地方バリアフリー連絡協議会のあり方の見直し 等)

(5) バリアフリー化に係る教育・普及方策の強化(事業者等へのバリアフリー研修のあり方の検討 等)

IV. おわりに

(1) バリアフリー化の推進

1) バリアフリー化の推進状況

① 地方部等における取組みの展開

- ・鉄道網が発達していない地域ではバス、タクシーのバリアフリー化が重要。
- ・基準適合義務の対象となる建築物の追加等について、条例できめ細かく規制することが重要。
- ・地域の実情にあった歩行空間のバリアフリー化のより一層の推進を図るべき。

② 公共交通の更なるバリアフリー化への対応

- ・ホーム柵の設置等の推進に際し、地方公共団体の支援についての理解が必要。
- ・旅客施設等のハード整備の推進とともに、職員教育等のソフト面の充実が課題。

③ 障害特性に応じたバリアフリー化の推進

- ・視覚障害者・聴覚障害者に対する情報アクセス確保や、知的障害者・発達障害者・精神障害者に対応した表示やアナウンスも重要。

④ 災害時・緊急時のバリアフリー化の推進

- ・東日本大震災を踏まえ、災害時・緊急時に備えたバリアフリーの検討や、復興まちづくりの中にバリアフリーを入れていくことも必要。

2) バリアフリー化の実態把握・情報提供

- ・歩道のバリアフリー基準への適合状況等の基礎情報が必要。
- ・基準の適合率だけでなく、バリアフリーの質等の評価も必要。

3) バリアフリー化の推進・連携体制

- ・ノンステップバスとバス停等、連続的なバリアフリー化を確保するために更なる連携が必要。
- ・当事者等の参加で実質的な議論をできる場や全国の課題を集約できるような仕組みが必要。

一体的・総合的なバリアフリー化の推進

様々な障害特性に対応したバリアフリー化の推進

バリアフリー化に係る情報発信の強化

当事者が主体となったスパイラルアップの推進

バリアフリー化に係る教育・普及方策の強化

(2) 基本構想の取組みの推進

1) 現行の他の計画等との連携

- ・公共交通の確保・維持の観点やまちづくりの視点が必要。

2) 基本構想の作成促進策

- ・提案制度や、バリアフリープロモーター、基本構想作成に関するガイドブックの見直しが必要。

3) 特定事業の取組み

- ・路外駐車場、都市公園、建築物について、特定事業として位置づけられる割合が少ない。
- ・旧交通バリアフリー法に基づき作成された基本構想について、見直しが必要。

4) 協議会等の体制・取組み

- ・現在の協議会等は、参画している障害者等の代表制や、広域調整、複数事業者間調整が課題。
- ・協議会等において事業の進捗を管理する仕組みが必要。
- ・利用者による基本構想の評価手法が必要。

5) 市町村における課題

- ・市町村の担当者への教育プログラムが必要。
- ・バリアフリー技術の情報発信や相談窓口設置、専門家の活用等の検討も必要。

(3) 心のバリアフリーの推進

- ・バリアフリー教室について受講者が地域に還元していくような仕組みへと見直すべき。
- ・知的障害・発達障害・精神障害者への理解の促進が必要。

短期的に実施すべき取組み

中長期的に実施すべき取組み

(1) 一体的・総合的な バリアフリー化の推進

・交通計画やまちづくり等との連携によるバリアフリー化の推進

・災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策の検討

・バリアフリー基本構想作成ガイドブック及びバリアフリープロモーター派遣等の見直し

・バリアフリー基準及びガイドラインのスパイラルアップ

・バリアフリー技術の開発・普及等の推進

(2) 様々な障害特性に対応した バリアフリー化の推進

・災害時・緊急時の情報提供方策の検討

・弱視・色覚障害等に配慮したバリアフリー化の検討

・知的障害者・発達障害者・精神障害者に配慮したバリアフリー化の検討

(3) バリアフリー化に係る 情報発信の強化

・バリアフリーに関する基礎データの整備・公表

・道路、建築物等のバリアフリー化に関する地域の取組みの収集・情報発信

・バリアフリー化の評価指標の検討

(4) 当事者が主体となった スパイラルアップの推進

・全国バリアフリーネットワーク会議・地方バリアフリー連絡協議会のあり方の見直し

・乗車拒否等の課題分析・解決方策の検討

・バリアフリー基本構想の作成・進捗管理・事後評価の実施方策・体制の検討

(5) バリアフリー化に係る 教育・普及方策の強化

・心のバリアフリーの普及方策の見直し

・事業者等へのバリアフリー研修のあり方の検討

・バリアフリー技術の情報発信・相談受付体制の整備